

平成27年1月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成26年11月内容）

有効求人数	29,344人	対前年同月比 4.9%増 (3ヶ月連続の増加)
有効求職者数	35,300人	対前年同月比 7.1%減 (55ヶ月連続減少)
有効求人倍率	0.80倍	対前月 0.02P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高年齢者への就職支援の継続

2 平成26年労働災害発生状況 —11月末—

・死亡者数	15人	前年比 10人 (50.0%) 増加
・休業4日以上死傷者数	1,401人	前年比 20人 (1.4%) 減少

労働災害防止団体、業界団体との連携により、目標達成に向けた積極的な労働災害防止対策を講じるとともに、年末年始建設業一斉監督を実施

3 平成26年度メンタルヘルス自主点検結果について

9月から10月に実施	回答 448 事業場
メンタルヘルス対策実施事業場の割合	65.0%
県内規模別事業場数から推計した割合	54.3% (昨年度 47.5%)

- ・平成25年の県内自殺者数は増加（412人で前年比18人増）、全国の自殺者数の労働者比率は約3割
- ・メンタルヘルス対策実施事業場の割合は、すべての規模（労働者数50人未満、50～99人、100～299人、300人以上）で昨年より上昇
～メンタルヘルス対策への関心の高まり～
- ・引き続き、第12次労働災害防止5か年計画の全国目標「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合80%以上」達成に向け、個別指導、集団指導、各種説明会等を実施

4 平成26年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の受賞者決定

5 改正パートタイム労働法等説明会の開催

平成27年4月1日から施行される「改正パートタイム労働法」、「改正次世代育成支援対策推進法」について、県内4会場で説明会を開催する。

6 平成27年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を募集

～女性の能力を發揮させるための取り組み（ポジティブ・アクション）や
仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みを行う企業を表彰、
平成27年1月1日から応募受付～

11月の有効求人倍率は0.80倍で、 前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の11月の有効求人倍率(季節調整値)は0.80倍となり、前月(0.78倍)を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.20倍となり、前月(1.25倍)を0.05ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.49倍となり、前年同月(0.42倍)を0.07ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ1.1%増と3か月連続の増加となりました。

産業別では前年同月に比べ、運輸業、郵便業(4.1%増)は4か月ぶりの増加、卸売業、小売業(11.4%増)は3か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(49.5%増)は2か月ぶりの増加、医療、福祉(5.2%増)は3か月連続の増加となりました。一方、建設業(19.0%減)は13か月連続の減少、製造業(12.9%減)は2か月連続の減少、サービス業(19.9%減)は11か月ぶりの減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ14.3%減と5か月連続の減少となりました。

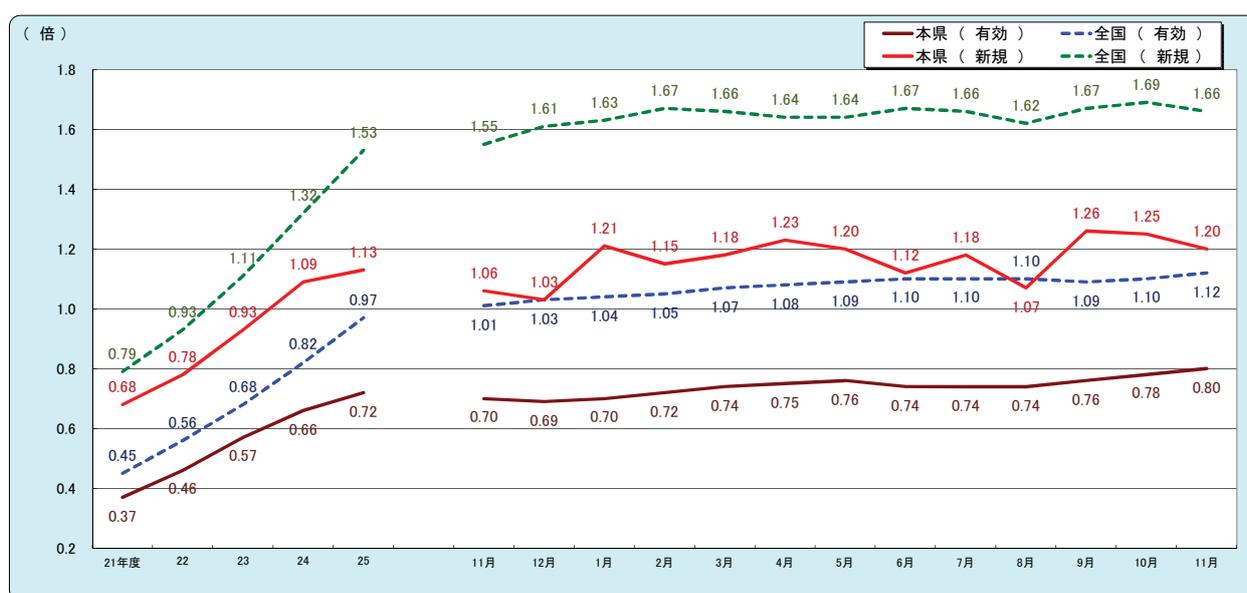
新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者(8.3%減)は3か月連続の減少、離職求職者(15.5%減)は11か月連続の減少、無業求職者(20.2%減)は16か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(29.8%減)は11か月連続の減少、自己都合離職者(10.2%減)は3か月連続の減少となりました。

政府の12月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」として2か月連続で据え置きました。また、雇用情勢については、「有効求人倍率の上昇には一服感がみられるものの、改善傾向にある。」として据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率の改善は続いているものの、新規求人数の動向には業種別に強弱がみられることから、今後の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



平成26年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	16,597	16,595	16,424	15,531	15,187	15,120	15,026	13,904					124,384
	有効求人	12,618	12,115	12,027	12,667	12,643	13,437	14,015	13,474					102,996
	求人倍率	0.76	0.73	0.73	0.82	0.83	0.89	0.93	0.97					0.83
北薩地域	有効求職	5,827	5,579	5,450	5,204	5,228	5,196	4,974	4,641					42,099
	有効求人	3,805	3,622	3,452	3,547	3,555	3,714	3,589	3,502					28,786
	求人倍率	0.65	0.65	0.63	0.68	0.68	0.71	0.72	0.75					0.68
川内	有効求職	2,908	2,815	2,730	2,613	2,596	2,573	2,483	2,340					21,058
	有効求人	1,779	1,650	1,572	1,673	1,699	1,783	1,697	1,670					13,523
	求人倍率	0.61	0.59	0.58	0.64	0.65	0.69	0.68	0.71					0.64
出水	有効求職	2,212	2,080	2,078	1,978	2,046	2,057	1,965	1,820					16,236
	有効求人	1,496	1,427	1,346	1,382	1,395	1,472	1,450	1,410					11,378
	求人倍率	0.68	0.69	0.65	0.70	0.68	0.72	0.74	0.77					0.70
宮之城	有効求職	707	684	642	613	586	566	526	481					4,805
	有効求人	530	545	534	492	461	459	442	422					3,885
	求人倍率	0.75	0.80	0.83	0.80	0.79	0.81	0.84	0.88					0.81
大隅地域	有効求職	5,635	5,487	5,270	5,133	4,960	5,056	4,847	4,491					40,879
	有効求人	4,067	3,735	3,646	3,737	3,824	4,191	4,273	4,162					31,635
	求人倍率	0.72	0.68	0.69	0.73	0.77	0.83	0.88	0.93					0.77
鹿屋	有効求職	3,735	3,570	3,410	3,342	3,256	3,267	3,158	2,940					26,678
	有効求人	2,770	2,496	2,447	2,498	2,566	2,756	2,866	2,735					21,134
	求人倍率	0.74	0.70	0.72	0.75	0.79	0.84	0.91	0.93					0.79
大隅	有効求職	1,900	1,917	1,860	1,791	1,704	1,789	1,689	1,551					14,201
	有効求人	1,297	1,239	1,199	1,239	1,258	1,435	1,407	1,427					10,501
	求人倍率	0.68	0.65	0.64	0.69	0.74	0.80	0.83	0.92					0.74
南薩地域	有効求職	5,066	4,957	4,824	4,643	4,503	4,665	4,707	4,398					37,763
	有効求人	3,540	3,203	3,090	2,987	2,757	2,931	2,960	2,867					24,335
	求人倍率	0.70	0.65	0.64	0.64	0.61	0.63	0.63	0.65					0.64
加世田	有効求職	1,851	1,793	1,789	1,705	1,673	1,732	1,781	1,635					13,959
	有効求人	1,417	1,367	1,308	1,324	1,191	1,214	1,168	1,114					10,103
	求人倍率	0.77	0.76	0.73	0.78	0.71	0.70	0.66	0.68					0.72
伊集院	有効求職	2,011	1,970	1,909	1,793	1,698	1,753	1,751	1,627					14,512
	有効求人	1,267	1,017	999	941	880	916	941	895					7,856
	求人倍率	0.63	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.54	0.55					0.54
指宿	有効求職	1,204	1,194	1,126	1,145	1,132	1,180	1,175	1,136					9,292
	有効求人	856	819	783	722	686	801	851	858					6,376
	求人倍率	0.71	0.69	0.70	0.63	0.61	0.68	0.72	0.76					0.69
始良地域	有効求職	6,129	6,127	5,963	5,724	5,621	5,977	5,852	5,457					46,850
	有効求人	3,713	3,755	3,780	3,528	3,620	3,823	3,944	3,693					29,856
	求人倍率	0.61	0.61	0.63	0.62	0.64	0.64	0.67	0.68					0.64
国分	有効求職	5,254	5,297	5,197	5,010	4,900	5,243	5,153	4,810					40,864
	有効求人	3,250	3,323	3,354	3,082	3,188	3,379	3,522	3,281					26,379
	求人倍率	0.62	0.63	0.65	0.62	0.65	0.64	0.68	0.68					0.65
大口	有効求職	875	830	766	714	721	734	699	647					5,986
	有効求人	463	432	426	446	432	444	422	412					3,477
	求人倍率	0.53	0.52	0.56	0.62	0.60	0.60	0.60	0.64					0.58
熊毛地域	有効求職	739	752	885	874	724	704	631	610					5,919
	有効求人	543	510	521	536	529	635	597	569					4,440
	求人倍率	0.73	0.68	0.59	0.61	0.73	0.90	0.95	0.93					0.75
奄美地域	有効求職	2,025	2,089	2,113	2,104	2,084	2,089	1,958	1,799					16,261
	有効求人	1,192	1,139	1,120	1,131	1,108	1,161	1,120	1,077					9,048
	求人倍率	0.59	0.55	0.53	0.54	0.53	0.56	0.57	0.60					0.56
県計	有効求職	42,018	41,586	40,929	39,213	38,307	38,807	37,995	35,300					314,155
	有効求人	29,478	28,079	27,636	28,133	28,036	29,892	30,498	29,344					231,096
	求人倍率	0.70	0.68	0.68	0.72	0.73	0.77	0.80	0.83					0.74

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 ……鹿児島
 北薩地域 ……川内、出水、宮之城
 大隅地域 ……鹿屋、大隅
 南薩地域 ……加世田、伊集院、指宿

始良地域 ……国分、大口
 熊毛地域 ……熊毛
 奄美地域 ……名瀬

休業4日以上之死傷者数は1,401人 ～死傷者数は減少、死亡者数は増加～

鹿児島労働局管内の労働災害発生状況（平成26年11月末）をみると、休業4日以上之死傷者数は1,401人で、対前年比で20人（1.4%）減となりました。しかし、第三次産業では増加しており、商業の21人増、保健衛生業の15人増、接客娯楽業の5人増となっています。

また、死亡者数は15人で、対前年比5人（50.0%）増となり、昨年1年間の死亡者数（12人）を上回っています。

鹿児島労働局として、労働災害で被災される方を一人でもなくしていくという強い姿勢で、労働災害防止団体、業界団体等との連携により、目標達成に向けた積極的な労働災害防止対策を講じていくこととしています。

なお、県内5つの労働基準監督署では、死亡災害が多い「三大災害（①墜落・転落災害、②建設機械災害、③土砂崩壊災害）」のおそれのある建設現場を重点対象として、年末年始建設業一斉監督を実施します。

（労働基準部健康安全課）

【第12次労働災害防止計画】
 強調文字 ⇒ 件数減少重点業種
 強調文字(*) ⇒ 重篤災害減少重点業種

平成26年 業種別死傷災害発生状況 (11月末)

鹿児島労働局

	平成26年		平成25年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1401	15	1421	10	-1.4% -20	+50.0% 5
1 製造業(*)	291	3	296		-1.7% -5	+∞% 3
1 食料品製造業	175	1	176		-1	1
4 木材・木製品製造業	18		22		-4	
9 窯業土石製品製造業	12		18		-6	
11~12 金属製品製造業	20		12		8	
13~15 機械器具製造業	23		20		3	
上記以外の製造業	43	2	48		-5	2
2 鉱業	4		5		-9.9%	-1
3 建設業(*)	227	4	252	5	-25	-1
1 土木工事業	81	1	93	3	-12	-2
2 建築工事業	130	3	127	2	3	1
3 その他の建設業	16		32		-16	
4 運輸交通業	178	3	176		2	3
1 鉄道・航空機業	5		5			
2 道路旅客運送業	19	1	12		7	1
3 道路貨物運送業	154	2	158		-4	2
4 その他の運輸交通業			1		-1	
5 貨物取扱業	10	1	8		2	1
1 陸上貨物取扱業	3		1		2	
2 港湾運送業	7	1	7			1
6 農林業	68		80	2	-4.7%	-2
1 農業	27		37		-10	-100%
2 林業(*)	41		43	2	-2	-2
7 畜産・水産業	72	1	79	1	-7	
8 商業	212	1	191		21	1
1 卸売業	36		37		-1	+∞%
2 小売業	157	1	135		22	1
3 理美容業			1		-1	
4 その他の商業	19		18		1	
9 金融・広告業	8		17		-9	
11 通信業	10		11		-1	
12 教育・研究業	12		10		2	
13 保健衛生業	150		135		15	
1 医療保健業	67		50		17	
2 社会福祉施設	77		83		-6	
3 その他の保健衛生業	6		2		4	
14 接客娯楽業	88	2	83	1	5	1
1 旅館業	25	1	23	1	2	+∞%
2 飲食店	41	1	36		5	1
3 その他の接客娯楽業	22		24		-2	
上記以外の事業	71		78	1	-7	-1
10 映画・演劇業			1		-1	
15 清掃・と畜業	42		33		9	
16 官公署			1		-1	
17 その他の事業	29		43	1	-14	-1
陸上貨物運送事業(4-3-5-1)	157	2	159		-2	+∞% 2
第三次産業(8~17)	551	3	525	2	+5.0% 26	+50.0% 1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成26年度メンタルヘルス自主点検結果について

～鹿児島県内の事業場における「メンタルヘルスケア に取り組んでいる事業場」の割合が6.8ポイント上昇～

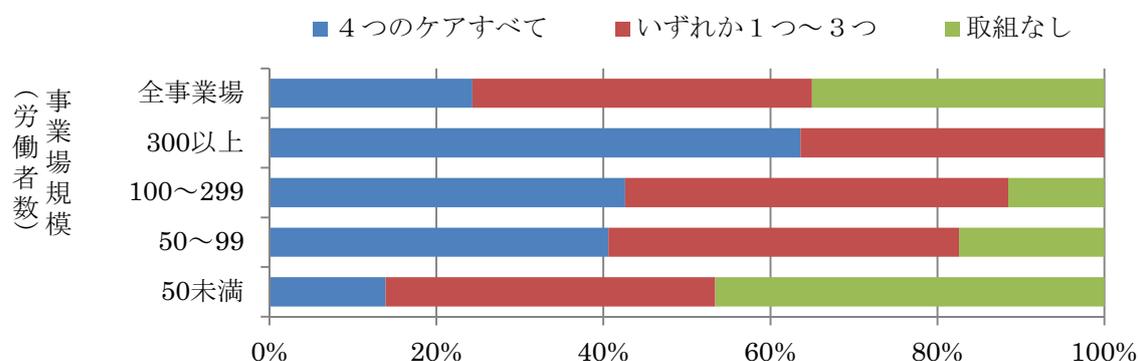
鹿児島県内の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を促進するため、9月に開催した「労働衛生週間説明会」の出席事業場に「メンタルヘルス対策に係る自主点検票」を配布し、10月までに回答があった448事業場における「メンタルヘルス対策に係る自主点検」の結果を取りまとめました。

「4つのケア」（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）のうち、いずれか1つ以上取組んでいる事業場の割合は65.0%で、事業場規模が判明している448事業場の事業場比率をもとに推計すると、54.3%（昨年度47.5%）となりました。（※「結果概要」の3（2）参照）

なお、平成25年の鹿児島県内の自殺者は412人（平成26年3月内閣府・警察庁発表）と前年より18人増えており、また、平成25年全国統計において自殺者全体の約29%を労働者が占めることから、職場を通じてのメンタルヘルス対策の取組は急務となっています。

鹿児島労働局としては、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止5か年計画の全国目標である「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合80%以上」の達成に向け、引き続き、個別指導や集団指導、各種説明会等を通じて各事業場に対し、「4つのケア」への取組への理解を求めるなどメンタルヘルス対策の充実を図っていきます。

【平成26年度県内事業場メンタルヘルス対策実施率】



平成26年度メンタルヘルス対策に係る自主点検結果の概要

1. 自主点検回答事業場

自主点検回答は448事業場であり、その規模別内訳は、50人未満が296事業場、50人～99人が69事業場、100人～299人が61事業場、300人以上が22事業場であった。

2. 主要な自主点検項目の結果

(1) 「心の健康づくり計画」の策定状況

事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任及び教育研修の実施等を定めた「心の健康づくり計画」を策定している事業場は、全体で18.3%であり、労働者数300人以上の事業場において40.9%であった。

また、「策定していない」と回答した事業場の内、今後策定する予定がある事業場は、49.4%であり、労働者数300人以上の事業場において64.3%であった。

(2) メンタルヘルス推進担当者の選任状況

メンタルヘルスケア推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任している事業場は、34.2%であり、労働者数300人以上の事業場において72.7%であった。

(3) 「4つのケア」の取組状況

①「セルフケア」の実施率は、50.7%であり、労働者数300人以上の事業場において90.9%であった。

②「ラインによるケア」の実施率は、41.3%であり、労働者数300人以上の事業場において95.5%であった。

③「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」の実施率は、38.8%であり、労働者数300人以上の事業場において81.8%であった。

④「事業場外資源によるケア」の実施率は、45.8%であり、労働者数300人以上の事業場において81.8%であった。

「4つのケア」の内、1つ～3つ取組んでいる事業場は65.0%であり、労働者数300人以上の事業場において100%であった。

また、「4つのケア」全てを取り組んでいる事業場は、24.3%であり、労働者数300人以上の事業場において63.6%であった。

(4) 衛生委員会等での調査審議状況（50人以上の事業場）

働きやすい職場環境等の改善について、調査審議の実施のための衛生委員会の設置が義務づけられているが、定期的に衛生委員会等において改善につ

いての調査審議をしている事業場は、88.2%であり、労働者数300人以上の事業場において86.4%であった。

(5) 「職場復帰支援プログラム」や「職場復帰プラン」の作成状況

心の健康問題により休業した労働者の職場復帰を支援するためのルールを定めた「職場復帰支援プログラム」や、スムーズな職場復帰を図るため段階的な職場復帰を図る等の「職場復帰プラン」を作成している事業場は、12.1%であり、労働者数300人以上の事業場において59.1%であった。

(6) 個人情報の適正な取扱い状況について

個人情報の保護のため、個人情報に触れることのできる職員の限定や個人情報を取り扱うルールを定める等、適正な個人情報管理を行っている事業場は全体では91.3%であり、労働者数300人以上の事業場において100%であった。

(7) 鹿児島産業保健総合支援センターの認知状況

鹿児島産業保健総合支援センターを知っている事業場は73.8%であり、労働者数300人以上の事業場において100%であった。

また、サービス内容に関心のある事業場は20.8%であり、労働者数300人以上の事業場において9.1%であった。

3. まとめ

(1) メンタルヘルス対策は、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であるが、「心の健康づくり計画」を策定している事業場が約2割、メンタルヘルス推進担当者を選任している事業場が約3割と低い結果であった。

また、「職場復帰支援プログラム」や「職場復帰プラン」を作成している事業場も約1割と低かった。

(2) 「4つのケア」の取組状況で、1つ以上取組んでいる事業場は65%であるが、平成24年経済センサス-活動調査結果(総務省統計局)の規模別事業所数の比率をもとに推計すると、54.3%であった。(平成25年自主点検結果は47.5%)

(3) 事業場規模別で見ると、労働者数300人以上の事業場では「心の健康づくり計画」の策定を除き各項目とも概ね取り組まれているが、300人未満の事業場では、規模が小さくなるに従いほとんどの項目で取り組まれている割合は低くなっている。また、各種取組を支援する鹿児島産業保健総合支援センターの認知度は8割弱と高いが、サービス内容に関心のある事業場は約2割と低かった。

メンタルヘルス対策に係る自主点検結果

平成26年度 鹿児島労働局

区分	1		2	3(1)	3(2)	3(3)	3(4)	4	
	か。事業場における「心の健康づくり計画」を策定しています	今後策定する予定はありますか。(前問で「いいえ」の事業場のみ回答)	メンタルヘルス推進担当者を選任していますか。	メンタルヘルスケアの「4つのケア」に取り組んでいますか。それぞれの項目ごとに記入してください。	セルフケア(労働者によるストレスへの気づきと対処に関する教育研修、情報提供等)	ラインによるケア(管理監督者に対する職場環境等の改善と相談対応の研修等)	事業場内産業保健スタッフ等による相談窓口の設置等(医・衛生管理者等による相談窓口の設置等)	事業場外資源によるケア(最寄りの相談機関・病院等の把握、労働者への情報提供、活用等)	働きやすい職場環境等の改善について、定期的に衛生委員会等以上での事業場のみ回答)
回答	はい	82	160	153	227	185	174	205	134
事業場規模 (労働者数)	50未満	12.8%	41.8%	21.6%	39.5%	28.7%	22.6%	37.8%	—
	50～99	24.6%	61.7%	49.3%	66.7%	56.5%	63.8%	56.5%	85.5%
	100～299	29.5%	70.0%	63.9%	72.1%	65.6%	73.8%	59.0%	91.8%
	300以上	40.9%	75.0%	72.7%	90.9%	95.5%	81.8%	81.8%	86.4%
	合計	18.3%	49.4%	34.2%	50.7%	41.3%	38.8%	45.8%	88.2%
回答	いいえ	324	163	286	209	251	262	229	15
事業場規模 (労働者数)	50未満	76.0%	57.8%	76.4%	56.8%	67.6%	73.6%	58.1%	—
	50～99	68.1%	42.6%	50.7%	33.3%	43.5%	36.2%	43.5%	13.0%
	100～299	65.6%	22.5%	34.4%	26.2%	32.8%	24.6%	37.7%	4.9%
	300以上	54.5%	33.3%	18.2%	9.1%	4.5%	18.2%	18.2%	13.6%
	合計	72.3%	50.3%	63.8%	46.7%	56.0%	58.5%	51.1%	9.9%
回答	なし	42	44	9	12	12	12	14	3
事業場規模 (労働者数)	50未満	11.1%	11.1%	2.0%	3.7%	3.7%	3.7%	4.1%	—
	50～99	7.2%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
	100～299	4.9%	11.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	3.3%	3.3%
	300以上	4.5%	4.5%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	合計	9.4%	13.6%	2.0%	2.7%	2.7%	2.7%	3.1%	2.0%

区分		5	6	7(1) 7(2) 7(3)			※1	※2
		「職場復帰支援プログラム」や「職場復帰プラン」を作成していますか。	労働者の健康情報等の個人情報について、適正な取り扱いが行われていますか。	鹿児島産業保健総合支援センターについて			4つのケア【3(1)～3(4)】の内、いずれか一つでも取り組んでいる事業場	4つのケア【3(1)～3(4)】を全て取り組んでいる事業場
回答	はい	54	409	351	93	84	291	109
事業場規模 (労働者数)	50未満	4.7%	88.2%	72.6%	15.2%	15.2%	53.4%	13.9%
	50～99	20.3%	95.7%	84.1%	34.8%	29.0%	82.6%	40.6%
	100～299	21.3%	98.4%	91.8%	36.1%	29.5%	88.5%	42.6%
	300以上	59.1%	100.0%	100.0%	9.1%	4.5%	100.0%	63.6%
	合計	12.1%	91.3%	78.3%	20.8%	18.8%	65.0%	24.3%
回答	いいえ	371	24	89	315	41		
事業場規模 (労働者数)	50未満	88.9%	7.1%	25.0%	74.3%	8.1%	—	—
	50～99	79.7%	2.9%	15.9%	58.0%	10.1%	—	—
	100～299	73.8%	1.6%	6.6%	57.4%	11.5%	—	—
	300以上	36.4%	0.0%	0.0%	90.9%	13.6%	—	—
	合計	82.8%	5.4%	19.9%	70.3%	9.2%	—	—
回答	なし	23	15	8	40	323		
事業場規模 (労働者数)	50未満	6.4%	4.7%	2.4%	10.5%	76.7%	—	—
	50～99	0.0%	1.4%	0.0%	7.2%	60.9%	—	—
	100～299	4.9%	0.0%	1.6%	6.6%	59.0%	—	—
	300以上	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	81.8%	—	—
	合計	5.1%	3.3%	1.8%	8.9%	72.1%	—	—

労働者の心の健康の保持増進のための指針（４つのケア抜粋）

平 18.3.31 健康保持増進のための指針公示第 3 号

1 ～ 4 （略）

5 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処する「セルフケア」、労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行う「ラインによるケア」、事業場内の産業医等事業場内産業保健スタッフ等が、事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、また、労働者及び管理監督者を支援する「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受ける「事業場外資源によるケア」の 4 つのケアが継続的かつ計画的に行われることが重要である。

(1) セルフケア

心の健康づくりを推進するためには、労働者自身がストレスに気づき、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実施することが重要である。ストレスに気づくためには、労働者がストレス要因に対するストレス反応や心の健康について理解するとともに、自らのストレスや心の健康状態について正しく認識できるようにする必要がある。

このため、事業者は、労働者に対して、6(1)アに掲げるセルフケアに関する教育研修、情報提供を行い、心の健康に関する理解の普及を図るものとする。また、6(3)に掲げるところにより相談体制の整備を図り、労働者自身が管理監督者や事業場内産業保健スタッフ等に自発的に相談しやすい環境を整えるものとする。ストレスへの気づきのために、6(3)アに掲げるセルフチェックを行う機会を提供することも効果的である。

また、管理監督者にとってもセルフケアは重要であり、事業者は、セルフケアの対象者として管理監督者も含めるものとする。

(2) ラインによるケア

管理監督者は、部下である労働者の状況を日常的に把握しており、また、個々の職場における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図ることができる立場にあることから、6(2)に掲げる職場環境等の把握と改善、6(3)に掲げる労働者からの相談対

応を行うことが必要である。

このため、事業者は、管理監督者に対して、6(1)イに掲げるラインによるケアに関する教育研修、情報提供を行うものとする。

なお、業務を一時的なプロジェクト体制で実施する等、通常のラインによるケアが困難な業務形態にある場合には、実務において指揮命令系統の上位にいる者等によりケアが行われる体制を整えるなど、ラインによるケアと同等のケアが確実に実施されるようにするものとする。

(3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

事業場内産業保健スタッフ等は、セルフケア及びラインによるケアが効果的に実施されるよう、労働者及び管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たすものである。

このため、事業者は、事業場内産業保健スタッフ等によるケアに関して、次の措置を講じるものとする。

- ① 6(1)ウに掲げる職務に応じた専門的な事項を含む教育研修、知識修得等の機会の提供を図ること。
- ② メンタルヘルスケアに関する方針を明示し、実施すべき事項を委嘱又は指示すること。
- ③ 6(3)に掲げる事業場内産業保健スタッフ等が労働者の自発的相談等を受けられることができる制度及び体制を、それぞれの事業場内の実態に応じて整えること。
- ④ 産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者を、事業場内産業保健スタッフ等の中から選任するよう努めること。事業場内メンタルヘルス推進担当者としては、衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましいこと。なお、事業場の実情によっては、人事労務管理スタッフから選任することも考えられること。
- ⑤ 一定規模以上の事業場にあつては、事業場内に又は企業内に、心の健康づくり専門スタッフや保健師等を確保し、活用することが望ましいこと。

なお、事業者は心の健康問題を有する労働者に対する就業上の配慮について、事業場内産業保健スタッフ等に意見を求め、また、これを尊重するものとする。

メンタルヘルスケアに関するそれぞれの事業場内産業保健スタッフ等の役割は、主として以下のとおりである。

ア 産業医等

産業医等は、職場環境等の改善、健康教育・健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置のうち、医学的専門知識を必要とするものを行うという面から、

事業場の心の健康づくり計画の策定に助言、指導等を行い、これに基づく対策の実施状況を把握する。また、専門的な立場から、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画及び実施、情報の収集及び提供、助言及び指導等を行う。就業上の配慮が必要な場合には、事業者に必要な意見を述べる。専門的な相談・対応が必要な事例については、事業場外資源との連絡調整に、専門的な立場から関わる。さらに、長時間労働者等に対する面接指導等の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても中心的役割を果たす。

イ 衛生管理者等

衛生管理者等は、心の健康づくり計画に基づき、産業医等の助言、指導等を踏まえて、具体的な教育研修の企画及び実施、職場環境等の評価と改善、心の健康に関する相談ができる雰囲気や体制づくりを行う。またセルフケア及びラインによるケアを支援し、その実施状況を把握するとともに、産業医等と連携しながら事業場外資源との連絡調整に当たることが効果的である。

ウ 保健師等

衛生管理者以外の保健師等は、産業医等及び衛生管理者等と協力しながら、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画・実施、職場環境等の評価と改善、労働者及び管理監督者からの相談対応、保健指導等に当たる。

エ 心の健康づくり専門スタッフ

事業場内に心の健康づくり専門スタッフがいる場合には、事業場内産業保健スタッフと協力しながら、教育研修の企画・実施、職場環境等の評価と改善、労働者及び管理監督者からの専門的な相談対応等に当たるとともに、当該スタッフの専門によっては、事業者への専門的立場からの助言等を行うことも有効である。

オ 人事労務管理スタッフ

人事労務管理スタッフは、管理監督者だけでは解決できない職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理が心の健康に及ぼしている具体的な影響を把握し、労働時間等の労働条件の改善及び適正配置に配慮する。

(4) 事業場外資源によるケア

メンタルヘルスケアを行う上では、事業場が抱える問題や求めるサービスに応じて、メンタルヘルスケアに関し専門的な知識を有する各種の事業場外資源の支援を活用することが有効である。また、労働者が相談内容等を事業場に知られることを望まないような場合にも、事業場外資源を活用することが効果的である。

事業場外資源の活用にあたっては、これに依存することにより事業者がメンタルヘルスケアの推進について主体性を失わないよう留意すべきである。このため、事業者は、メンタルヘルスケアに関する専門的な知識、情報等が必要な場合は、事業場内産業保健スタッフ等が窓口となって、適切な事業場外資源から必要な情報提供や助

言を受けるなど円滑な連携を図るよう努めるものとする。また、必要に応じて労働者を速やかに事業場外の医療機関及び地域保健機関に紹介するためのネットワークを日頃から形成しておくものとする。

特に、小規模事業場においては、8 に掲げるとおり、必要に応じて地域産業保健センター等の事業場外資源を活用することが有効である。

6 ～ 9 (略)

平成 26 年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の受賞者決定

—鹿児島県から 1 名が受賞—

厚生労働省はこのほど、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長 133 名を、平成 26 年度の「安全優良職長」として顕彰することを決定しました。

鹿児島県からは、霧島市の福地建設株式会社の「松元晴美（まつもと はるみ）」氏が受賞されます。

顕彰式典は、平成 27 年 1 月 13 日（火）に中央合同庁舎 5 号館講堂（東京都千代田区霞が関 1-2-2）において行われる「平成 26 年度あんぜんシンポジウム」の中で執り行われます。

※ 職長：事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持つ第一線の監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われる。

（労働基準部健康安全課）

平成 26 年度あんぜんシンポジウム 次第

- 1 日 時 平成 27 年 1 月 13 日 (火) 13 時 30 分～
- 2 場 所 中央合同庁舎 5 号館 2 階 講堂
- 3 プログラム
- (1) 開 場 12 時 30 分 (※危険体感機器等の展示は 11 時より実施します。)
- (2) 開 会 13 時 30 分～13 時 55 分
- ・挨拶
 - ・「あんぜんプロジェクト」及び「『見える』安全活動コンクール」の紹介
- (3) 特別講演 13 時 55 分～15 時 00 分
- ① 講演「高年齢労働者の労働災害防止のために」
 - ② パネルディスカッション「高年齢労働者の労働災害防止のために」
- <休憩> 15 時 00 分～15 時 45 分
- (4) 平成 26 年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰 15 時 45 分～16 時 45 分
- ① 開式
 - ② 国歌斉唱
 - ③ 顕彰状及び徽章授与
 - ④ 式辞
 - ⑤ 謝辞
 - ⑥ 閉式
- (5) 閉会 16 時 45 分
- (6) 記念撮影 (顕彰受賞者) 16 時 45 分～17 時 10 分

※ 危険体感機器等の展示を 11 時 00 分～13 時 30 分、15 時 00 分～15 時 40 分頃まで、講堂内にて実施します。

安全優良職長厚生労働大臣顕彰の基準（概要）

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、優れた技能と経験を有し、担当する現場又は部署において優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者(以下「職長等」という。)を顕彰し、高い安全意識を有し、適切な安全活動を実践している職長等の企業内外における評価を高めるとともに、顕彰された職長等がより広く活躍できるよう支援を行い、当該職長等がさらに企業内外における安全活動の核として活動することにより、事業場における安全活動の活性化を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が10年以上あること
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において過去5年以上、休業4日以上災害が発生していないこと
- (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること

4 顕彰の方法

顕彰は、受賞者に顕彰状及び徽章を授与して行う。

改正パートタイム労働法等説明会を開催します

平成27年4月1日より改正パートタイム労働法及び改正次世代育成支援対策推進法が施行されるため、事業主、企業の人事労務担当者等を対象に説明会を開催します。

	開催日時	会場
鹿児島	平成27年1月20日(火) 13:30 ~ 16:00	鹿児島県医師会館 鹿児島市中央町8-1 ※駐車場がありませんので、可能な限り、公共交通機関でお越しください。
鹿屋	平成27年1月28日(水) 13:15 ~ 15:45	鹿屋商工会議所 鹿屋市新川町600
霧島	平成27年1月30日(金) 13:15 ~ 15:45	霧島商工会議所(霧島市人材育成センター) 霧島市国分中央3-44-36
奄美	平成27年2月4日(水) 13:30 ~ 16:00	奄美文化センター 奄美市名瀬長浜町517

【内容】

○改正パートタイム労働法について

※鹿児島会場は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間労働・在宅課長、それ以外は、雇用均等室職員より説明します。

○改正次世代育成支援対策推進法等について

○改正男女雇用機会均等法施行規則、改正指針等について

○多様な正社員の円滑な導入・運用に向けて(奄美会場以外)

(雇用均等室)

平成27年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を募集します

～女性の能力を発揮させるための取り組みや

仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みを行う企業を表彰、

平成27年1月1日から応募受付～

厚生労働省では、来年1月1日から、平成27年度「均等・両立推進企業表彰」の候補となる企業の公募を開始します。

この表彰は、職場で女性の能力を発揮させるための積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みを行い、他の模範となるような企業を表彰する制度で、毎年実施しています。

厚生労働大臣最優良賞、均等推進企業部門、ファミリー・フレンドリー企業部門の3種類の応募を受け付け、均等推進企業部門、ファミリー・フレンドリー企業部門については取り組み内容に応じて、厚生労働大臣優良賞、都道府県労働局長優良賞、都道府県労働局長奨励賞が設けられ、さらに他の模範となる取り組みを推進し、その成果が顕著である企業に対しては、厚生労働大臣最優良賞が設けられています。

この表彰については、公募によるものとされています。

平成27年度表彰への企業からの応募期間は、平成27年1月1日～3月31日までです。

平成26年度「均等・両立推進企業表彰」表彰企業につきましては、ホームページにおいて掲載されております。（厚生労働省HP：平成26年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000058840.html>）

なお、応募の詳細については、鹿児島労働局雇用均等室までお問い合わせください。

（雇用均等室）

平成27年度 均等・両立推進企業表彰

応募期間▶平成27年1月1日～3月31日

ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業 を表彰します

厚生労働大臣
最優良賞

両部門に優れた企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「均等推進企業」部門

職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「ファミリー・フレンドリー企業」部門

仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。

平成27年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください！

このような企業が表彰の候補です

均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ポジティブ・アクションの取り組みとして「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」する取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとに見て女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。

※ 「ポジティブ・アクション」とは…

男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

※ 「公表」とは…

「ポジティブ・アクション応援サイト」

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

「女性の活躍推進宣言コーナー」

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標（平成24年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- 法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- 男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- 時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- 年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

※ 「両立指標」とは…

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、63問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら：<http://www.ryouritsu.jp/index.html>

厚生労働大臣最優良賞

- 過去に「均等推進企業部門」の大臣賞または「ファミリー・フレンドリー企業部門」の大臣賞を受賞し、さらにその部門での取り組みが進んでいる。
- もう一つの部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

※上記以外にも部門ごとに表彰基準が定められています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



平成26年度 表彰企業

厚生労働大臣最優良賞

該当企業なし

均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞 1 企業

都道府県労働局長賞 49 企業
(優良賞・奨励賞)

ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞 6 企業

都道府県労働局長賞 13 企業
(優良賞・奨励賞)

各企業の取組内容などは厚生労働省ホームページでご紹介していますのでご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000058840.html>)

トップページ
「報道・広報」

報道発表資料

2014年9月

9月25日「平成26年度
「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定」

応募方法

- 所定の応募用紙に必要事項を記入し（平成27年1月1日現在の状況）、自己採点の上、都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXでご応募ください。
- 電子申請(<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>)による応募も受け付けます。
- 応募用紙は、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局雇用均等室で入手できます。
均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。
厚生労働大臣最優良賞の応募の際は、両部門とも応募用紙にご記入ください。

選考方法

- ① 都道府県労働局雇用均等室で、書類選考後、取り組み内容など詳細についてのヒアリングを実施します。
- ② 都道府県労働局長は、ヒアリング結果をもとに、表彰基準を満たす企業の中から、
 - 都道府県労働局長賞の受賞企業
 - 厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣賞候補企業については、厚生労働大臣に対し推薦を行います。
- ③ 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、
 - 厚生労働大臣最優良賞
 - 厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定します。

その他

- ① 実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

トップページ「厚生労働省からのご案内
「政策について（組織別の政策一覧）」

雇用均等・児童家庭局

主な制度紹介「均等・両立
推進企業表彰について」

また、都道府県労働局雇用均等室でも配布しています。

- ② 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室からお知らせします。
- ③ 受賞企業には平成27年10月に表彰状の授与を行います。
※厚生労働大臣賞については厚生労働大臣より、都道府県労働局長賞は各都道府県労働局長より、それぞれ表彰状の授与を行う予定です。

応募期間は 平成27年1月1日～3月31日

(※当日消印有効)

ポジティブ・アクションに取り組む企業・両立支援に取り組む企業の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています！



ポジティブ・アクション シンボルマーク「キララ」



次世代認定マーク「くるみん」



仕事と介護の両立支援のシンボルマーク「トモニ」

都道府県労働局雇用均等室所在地

	電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 9階
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第二合同庁舎2階
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング 11階
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階

厚生労働省では、企業の皆さまのお役に立てる人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。

登録は <http://merumaga.mhlw.go.jp/> から



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

鹿児島労働局均等・両立企業表彰企業一覧

[均等推進企業部門]

年度	企業名	表彰名
12	株式会社南日本新聞社	鹿児島労働局長賞
13	株式会社鹿児島銀行	鹿児島労働局長賞
14	株式会社山形屋	鹿児島労働局長賞
15	鹿児島テレビ放送株式会社	鹿児島労働局長優良賞
	鹿児島ゼロックス株式会社	鹿児島労働局長奨励賞
18	株式会社富士通鹿児島インフォネット	鹿児島労働局長奨励賞
21	株式会社鹿児島銀行	均等推進企業部門 厚生労働大臣優良賞
22	株式会社南日本銀行	鹿児島労働局長優良賞
25	鹿児島製茶株式会社	鹿児島労働局長優良賞
26	社会福祉法人白鳩会	鹿児島労働局長奨励賞

[ファミリー・フレンドリー企業部門]

年度	企業名	表彰名
11	株式会社山形屋	労働大臣努力賞
12	株式会社タイヨー	鹿児島労働局長賞
13	鹿児島日本電気株式会社	鹿児島労働局長賞
14	鹿児島松下電子株式会社	鹿児島労働局長賞
15	医療法人慈生会ウエルフェア九州病院	鹿児島労働局長賞
16	医療法人猪鹿倉会パールランド病院	鹿児島労働局長賞
17	株式会社鹿児島銀行	鹿児島労働局長賞
18	社団法人川内市医師会川内市医師会立市民病院	鹿児島労働局長賞
21	生活協同組合コープかごしま	鹿児島労働局長奨励賞